

特集

国民年金は、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。正しく理解して備えましょう。

新型コロナの影響により 国民年金保険料の納付が困難な方は 免除申請が可能です！

対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 2020年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
- ② 2020年2月以降の所得の状況から見て、所得見込額*が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

* 2020年2月以降の任意の月の所得額を12カ月分に換算し、見込の経費などを控除して算出

▶ 免除基準や申請書についてはこちら
(日本年金機構ホームページ)



新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げが減少した場合、国民年金の保険料免除申請が可能です。

申請対象期間

20年度分として20年2月～6月
21年度分として20年7月～21年6月

申請方法

国民年金保険料免除・納付猶予申請書などは日本年金機構ホームページに掲載しています。申請書は市民課または長野北年金事務所へ提出してください。



21年度 年金出張相談会について

時間 午前10時～午後3時
会場 中央公民館
予約先 長野北年金事務所
お客様相談室
(長野市吉田3-6-15)
☎ 026(244)4097
(土・日・祝日除く)

相談時間は30分ごとで、最終の相談開始時刻は午後2時30分です。

※相談には予約が必要です。長野北年金事務所へお問い合わせください。

※予約を取り消される場合は相談日の前日までにご連絡をお願いします。

実施日
4月6日(火)
5月11日(火)
6月1日(火)
7月6日(火)
8月3日(火)
9月7日(火)
10月5日(火)
11月2日(火)
12月7日(火)
22年1月11日(火)
22年2月1日(火)
22年3月1日(火)

年金に関するお問合せ

国民年金(基礎年金)に関する手続き、ご相談

市民課 国民年金係
☎ (22) 2111 (内線 237)

年金制度全般のお手続き・ご相談

長野北年金事務所
(長野市吉田3-6-15)

☎ 026 (244) 4100
8:30～17:15
(土・日・祝日除く)

※相談には予約が必要です。日にち、時間をご予約のうえお出かけください。

お気軽に
ご相談ください



日本年金機構
キャラクター

国民年金

年金手帳

年金手帳

3種の基礎年金

老後のためだけでなく、さまざまな生活の場を保障する基礎年金の種類についてご説明します。

老齢基礎年金

原則 65 歳から生涯受給でき、希望すれば、繰上げ・繰下げて受給できます。

老齢基礎年金を受給するためには…

受給資格期間（保険料を納めた期間・免除期間を合わせた期間）が、原則として 10 年（120 月）以上あることが必要です。

※老齢基礎年金は 20 歳から 60 歳までの 40 年（480 月）の保険料すべてを納付すると満額の老齢基礎年金を受給することができます。



障害基礎年金



病気やけがで障害年金の等級 1 級・2 級の状態になったときに受給できます。

受給には、病院で取得した診断書や申立書などにより日本年金機構が給付要件に該当するか審査が必要です。請求後、必ず受給できるわけではありませんのでご注意ください。

障害年金を請求するには…

国民年金加入中、20 歳前、60～65 歳までの間に初診日があること。また、初診日の前日に、次の①または②の納付要件を満たすことが必要です。

- ①初診日のある月の前々月までの年金加入期間の 3 分の 2 以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
- ②初診日のある月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がないこと。

※初診日は、障がいの原因となったけがや病気について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

※ 20 歳前に初診日がある場合、納付要件はありません。

遺族基礎年金



国民年金加入者や老齢基礎年金受給資格期間を満たした人などが亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者（夫の場合 55 歳以上）、または子が受給できます。

子の年齢要件

- ・18歳の誕生日の属する年度末日(3月31日)を経過していない子
- ・20歳未満で障害年金の等級1級または2級の障がいがある子（請求時に診断書が必要です）

遺族基礎年金を受給するためには…

亡くなられた方が国民年金被保険者または被保険者であった方の場合には死亡日の前日に、次の①または②の納付要件を満たすことが必要です。

- ①死亡日の前々月までの年金加入期間の 3 分の 2 以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
- ②死亡日の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がないこと。